

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る設備及び運営の基準について

一般型乳児等通園支援事業の認可基準

項目		区分	国基準 (令和7年1月14日公布 内閣府令第1号)	塩竈市基準
事業者	一般原則	参酌すべき基準	—	乳児等通園支援事業を行う者は、塩竈市暴力団排除条例（平成24年条例第36号）第2条第4号に規定する暴力団員等であってはならない。
面積基準	乳児室の面積		0・1歳児×1.65㎡	※ 国基準と同じ
	ほふく室の面積		0・1歳児×3.3㎡	※ 国基準と同じ
	乳児等通園支援室・遊戯室の面積		2歳児×1.98㎡	※ 国基準と同じ
職員	配置基準	従うべき基準	0歳児3人につき1人以上 1・2歳児6人につき1人以上	※ 国基準と同じ
	乳児等通園支援事業者		保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者	※ 国基準と同じ
	有資格者数		乳児等通園支援従事者の半数以上は保育士	※ 国基準と同じ
食事提供	自園調理		食事の提供を行い場合（施設外で調理し、運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	※ 国基準と同じ

※「参酌すべき基準」は地域の実情に応じて上回ることも下回ることも可能な基準

※「従うべき基準」は地域の実情に応じて上回ることのみ可能な基準